

1996年1月8日

全国小売酒販組合中央会 御中

アルコール問題全国市民協会（A S K）
東京都中央区日本橋浜町3-19-3 リガ/21ビル

代表 今成知美

未成年者飲酒防止対策についての要望書

貴組合におかれましては、未成年者飲酒防止をはかるため酒類自動販売機の廃止を決断されましたことに、深く敬意を表します。

対面販売の質を向上させ、未成年者飲酒防止対策をさらに実効あるものにするために、下記の三点を要望いたします。迅速なご検討を切にお願い申し上げます。

記

1) レジ周辺および陳列ケースに貼付するステッカーの製作、配布

文言は、「当店では、20歳未満の方にアルコール飲料は売りません」というように売る側の姿勢をはっきりと打ち出す内容にしていただきたい。

「お酒は20歳になってから」「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」というような第三者的な表現では、当事者の未成年者にとっても、店にとっても、他人ごとになってしまい、効果が望めない。

2) レジ担当者への対応マニュアルの作成、配布

最終的に未成年者に販売してしまうかどうかは、レジ担当者にかかっている。マニュアルによる教育が急務。マニュアルには以下の内容を含めていただきたい。

- ①酒類の特性と酒販店の社会的責任
- ②なぜ未成年者の飲酒がいけないのか（医学的、法律的な解説）
- ③未成年者とみられる客への声のかけ方と想定問答

3) 「酒類適正販売主任者」（仮称）制度の導入

現在の免許制度は、酒類の適正な販売という点では不十分。免許制度を補完するため、「酒類適正販売主任者」というような資格を設け、各店最低一人は一定時間の講習を定期的に受けることを義務づけてはどうか。講習には、アルコール関連問題と酒販店の社会的責任、具体的な対応法などを必ず含めていただきたい。